

企年連発第41号  
平成20年2月8日

会員各位

企業年金連合会  
理事長 加藤 丈夫  
(公印略)

企業年金連合会規約の一部を変更する規約の認可について

当連合会の事業運営につきましては、平素から格別のご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、役員の在任年齢の見直しに伴う企業年金連合会規約の一部変更については、平成19年12月18日に開催された評議員会において議決され、このほど、平成20年2月1日付で厚生労働大臣から認可されたのでご連絡申し上げます。

## 企業年金連合会規約の一部を変更する規約

企業年金連合会規約の一部を次のように変更する。

第18条の次に次の一条を加える。

(役員の内任年齢の適用除外)

第18条の2 役員の内識及び経験が連合会の業務運営上特に必要と認められる場合にあっては、理事会の内認を得て、適用を除外することができる。

附 則

(施行期日)

この規約は、認可の日から施行する。

企業年金連合会規約 新旧対照表

新	旧
<p>( 役員の在任年齢 )            第 1 8 条 ( 略 )</p> <p><u>( 役員の在任年齢の適用除外 )</u>  <u>第 1 8 条の 2 役員の知識及び経験が連合会の業務運営上特に必要と認められる場合にあつては、理事会の承認を得て、適用を除外することができる。</u></p> <p><u>附 則</u>  <u>( 施行期日 )</u>  <u>この規約は、認可の日から施行する。</u></p>	<p>( 役員の在任年齢 )            第 1 8 条 常勤の役員の在任年齢は満 6 5 歳に達した日の属する年度の 3 月 3 1 日まで ( 特別の事情がある場合は満 7 0 歳に達した日の属する年度の 3 月 3 1 日まで ) とする。ただし、厚生年金保険法第 1 5 7 条第 2 項に基づき評議員において互選する役員にあつてはこの限りではない。</p>